



消火器の

耐圧性能点検

について

- 西日本防災システム

NBS  
119

平成23年に消防法が改正され、消火器の規格省令が改正されました。消火器の点検基準が改正されると同時に消火器のリサイクルシステムの運用が開始されました。

点検基準の内、二酸化炭素、ハロゲン化物消火器以外の消火器で、製造年から10年を経過したものまたは、点検時に本体容器に腐食等が確認されたものについては

**耐圧性能点検**を実施することとなりました。

## 耐圧性能点検

水圧での検査で、本体容器、キャップ（蓋）に所定の圧力をかけ、異常が無い事を確認する作業です。

この点検は実施後3年以内に行ないます。



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 